

2 令和8年度運営指導計画について

(1) 運営指導計画

実施予定期間：令和8年7月上旬～令和9年1月下旬

対象事業所数及び実施予定数：

サービス種別	区分	対象事業所数	実施予定数	備考
(介護予防) 訪問リハビリテーション	居宅サービス・介護予防サービス	16	2	訪問・通所リハの指定を併せて受けている事業所は同日に実施する場合あり。
(介護予防) 通所リハビリテーション	居宅サービス・介護予防サービス	31	5	

※ 運営指導を実施する場合は、適宜、対象となる事業所に事前に通知を行い、資料の提出等を依頼させていただきます。

※ 対象事業所数及び実施予定数は、令和8年4月1日時点の事業所数（休止事業所除く）を基に計画したものであり、変更することがあります。

(2) 各種基準等（人員・設備・運営・報酬）

運営指導においては、下表の各種基準等に基づき、指導・助言を行わせていただきます。

＜人員・設備・運営基準＞

()は略称	◆基準省令等	◇解釈通知
居宅サービス (居宅)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
介護予防サービス (予防)	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）	

※ 居宅・予防の「人員・設備・運営基準」のうち「記録の整備」については、仙台市介護保険条例（平成12年仙台市条例第4号）により「本市独自基準」を定めております。「サービス提供記録」、「従業者の勤務状況に関する記録」及び「介護報酬の請求に係る記録」は、完結の日から「5年間保存」しなければならないものとしていますので、ご注意ください。

<報酬基準>

()は略称	◆基準告示等	◇留意事項通知
居宅 サービス (居宅)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
介護予防 サービス (予防)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）

(3) 確認項目・確認文書

「1 令和 8 年度運営指導方針について」の「(5) 運営指導における確認項目等」に記載のとおり、本市におきましては、「介護保険施設等の指導監督について(令和 6 年 3 月 26 日発出)」を踏まえ、「介護保険施設等運営指導マニュアル(令和 4 年 3 月 31 日発出) 別添 確認文書・確認項目一覧」に沿った確認を行うものとしています。

※ 確認文書・確認項目一覧に記載されている事項ほか、令和 6 年度介護報酬改定に伴い、改定又は新設された各種基準内容について確認を行う場合があります。